

藤里町部活動の在り方に関する基本方針

- | | |
|--------------------------------|--|
| I 部活動の意義 | <p>部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、同学年及び異学年の生徒同士や生徒と教師との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びの場として教育的な意義は高い。</p> <p>部活動は、生涯にわたって運動や文化芸術活動に親しむ意義を有するものであるが、高みを目指す生徒もいれば、自己にあった活動を楽しむ生徒もいることから、多様なニーズに応えた活動が求められている。</p> |
| II 適切な休日等の設定 | <p>部活動における休養日及び活動時間については、「運動部活動運営・指導の手引き（秋田県教育委員会）」「文化部活動運営・指導の手引き（秋田県教育委員会）」を踏まえ、以下の規準を定める。</p> <p>1 基準</p> <p>(1) 学期中は、週当たり2日以上 of 休業日を設ける。</p> <p>(2) 1日の活動時間は、長くても2時間程度（平日）、学校の休業日は3時間程度とする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休業日とする。</p> <p>(2) 土曜日及び日曜日に大会等で活動した場合は、休業日を他の日に振り替える。</p> <p>(3) 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。</p> <p>(4) 生徒が十分な休養をとることができるように、ある程度の休業期間を設ける。</p> <p>(5) 学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間や学校閉庁日等は学校全体の休養日として設定する。</p> <p>学校は、教育目標やガイドライン等に則り「学校の部活動運営方針」を作成し、全職員の共通理解を図り、各部の活動計画を設定する。</p> <p>校長は、教育上の意義や生徒・指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。</p> <p>指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、適切な活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・週間計画等を立てることで、生徒や保護者に活動の見通しをもたせながら部活動を展開するよう努める。</p> |
| III 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 | <p>適切な指導</p> <p>指導者は、生徒の健全な成長と指導の効果を高めるために、休養を適切に取ることに加え、過度の練習や長時間の時間的拘束が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。加えて、生涯を通じて活動に取り組むことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなくそれぞれの目標を達成できるよう、合理的かつ効率的・効果的な練習方法等の積極的な導入により短時間で効果が得られる指導を行うこと。</p> <p>更に、保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差</p> |

や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行っていくこと。

IV 適切な運営のための体制整備

1 部活動運営委員会の設置

部活動を適切に実施するためには、義務教育学校藤里学園において部活動の取組や活動を評価し、改善していくこと。そのため、校内に部活動運営委員会を設置し、教職員のみならず、保護者、外部指導者等関係者による活動内容や活動時間、学校と保護者や地域との連携などについて理解と協力を求めること。

2 複数校合同部活動の推進

少子化に伴い、単独校でのチーム編成、楽団編成ができないなどの状況が生じている。学校の実情に応じて、交流可能な範囲の学校と合同部活動を組織するなど、生徒の活動機会の確保について工夫すること。

3 複数顧問制の推進

複数顧問制は、指導者の負担を軽減するだけでなく、生徒や保護者からの相談への対応や救急時の対応など、一人では困難な状況をカバーし合うことが可能となるなど、生徒指導の観点からも有効である。学校の実情に応じて積極的に推進していくこと。

V 事故防止

事故防止のマネジメント

学校では、各部の活動が安全かつ健全に行われるよう安全面に配慮し、万一に備えた関係者への連絡システムの確立や、救急体制の整備を図ること。

指導者は、関係職員等による協力体制を整えて、活動状況全体の把握に努め、次に示すように日頃から事故防止に対する意識を高め、事故を未然に防ぐための行動を取ること。

(1) 安全管理・指導体制

教職員や指導員による安全管理体制を構築するとともに、事故発生時に対応するマニュアルを作成する。また、生徒自身が日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつよう指導し、適切な休養と栄養・水分の補給に留意すること。

(2) 施設・設備・用具等の安全管理

使用する施設については、設備、器具、用具の点検項目チェックシート等を作成し、日頃の活動の一部として習慣づけ、定期的に点検補修を行う。可動式器具の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故が無いように注意する。

(3) 環境条件に応じた配慮

気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。夏季に関しては、「熱中症警戒アラート」発令下での活動は原則行わないこととする。活動中に警戒度が上がった場合は速やかに部活動を中止する。

(4) 健康状態の把握

生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、無理をさせず、活動内容を制限したり、休ませたりするなど適切に対応する。

VI 体罰・不祥事等の防止

1 体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条に記載されている違法行為であり、指導者個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。

【教職員による体罰等の厳禁について】

- (1) 職員は、生徒に対して体罰や不適切な発言を決して行わないこと。
- (2) 校長は、体罰等の絶無について指導を徹底すること。
- (3) 校長は、生徒や保護者等からの訴えが学校に届きやすい環境を整えること。職員からの情報が滞らないような職場環境づくりに努めること。訴えや情報には、危機意識をもって対応すること。
- (4) 担当者だけに任せていて、その結果「閉ざされた場」にならないよう、組織として関わる体制を整備すること。
- (5) 「教職員の不祥事防止に向けて」等を活用して研修に努め、教職員としての倫理観の醸成を図り、不祥事防止に努めること。

平成25年1月10日緊急事務連絡より

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと判断される不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や態度）は、精神的な苦痛を与え、体罰と同様に生徒の心身に大きな影響を与える。指導者には生徒の手本となるような言動が求められる。そのためにも、指導者が指導的立場にいることによって、生徒に対して上位の権力をもっているということを指導者自身が自覚していること。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動であって、当該言動に対する生徒の対応によって生徒が活動する上での一定の不利益を与え（対価型）、又は、その活動環境を悪化（環境型）させる行為のこと。セクシュアル・ハラスメントには同性に対する物も含まれる。

2 その他

部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切に運用が図られること。校長の監督の下、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告すること。また、出納簿や通帳等は管理職による定期的な確認が行われること。

なお、直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用した便宜供与や物品の受領もしくは提供などは反社会的行為となる。

本基本方針は、令和5年4月1日から適用する。